

# 差別解消方策の検討に向けた考え方の整理 (これまでの有識者会議での意見のまとめ)

資料 2

## ■検討の趣旨

障害者差別解消法が成立したことを受け、大阪府として、何が障がいを理由とする差別に当たるのかなどについて、分かりやすく示すガイドラインを策定。



障がい以外の人権課題についても、差別が問題となる事案も発生している。



障がい以外の人権課題にかかる差別解消のためのガイドラインの策定を検討(障がい者のガイドラインの応用を検討)。

## ■検討する上での視点

### 障がい者と他の人権課題との違い

#### 【検討の視点①】

##### 公権力の介入の度合い

障がいにおけるガイドラインの策定とは、法律で禁止される行為を具体的に示す作業にほかならず、公権力の介入が行き過ぎる危険性が小さい。

#### 【検討の視点②】

##### 差別の未然防止や紛争解決の実効性

障がいでは、法律の規定や司法手続きを通じて、差別の未然防止や紛争の解決が可能である。

#### 【検討の視点③】

##### 府民のコンセンサス

障がいは、法律が制定されるほど国民のコンセンサスが高い。

## ■想定されるガイドラインのパターン

	目的、内容	公権力の介入の度合い	差別の未然防止や紛争解決の実効性	府民のコンセンサス	参考となる制度等
① 条例の逐条解説	■「差別」を禁止し、何が「差別」に当たるのかを明示する。また、「差別」が生じた場合の相談、紛争解決の制度を整備する。	権利侵害の度合いが強く、慎重さが必要	強制力のある救済措置であり高い実効性が期待される	人権課題による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者差別解消法の対応指針</li> <li>・男女雇用機会均等法のセクハラ指針</li> </ul>
② 行政指導指針	■府が「差別」を認識した場合における行政指導の指針を定め、何が行政指導の対象となる「差別」かを示す。	権利侵害の度合いが強く、慎重さが必要	任意の協力要請であるが比較的高い実効性が期待される		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権侵犯事件処理規程(法務省)(ただし何が「人権侵犯事件」に当たるのかは明示されていない)</li> <li>・宅建業法に基づく指導監督基準(大阪府)</li> </ul>
③ 判例集	■差別的行為が不法行為等と判断された判例を収集し、列挙する。 →事業者の差別的行為の抑止や、当事者間のトラブル解決のツールとする。	既存の判例を示すものであり、権利侵害の懸念はない	当事者間の話し合いの一助となるが、直接的な救済機能はない	人権課題に関わらず、納得が得られやすい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原状回復ガイドライン(国交省)</li> <li>・宅建業関係で訴訟になった事例を紹介(大阪府)</li> </ul>
④ 事例集(ADR対応事例等)	■ADRでの対応事例や行政指導の実績などを収集し、列挙する。 →同上	過去のADR対応事例等を示すものであり権利侵害の懸念が少ない	当事者間の話し合いの一助となるが、直接的な救済機能はない		<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請けかけこみ寺活用事例集(中小企業庁)</li> <li>・「人権侵犯事件処理」の状況について(法務省)</li> </ul>
⑤ 事例集(収集した事例等)	■公募した事例等のうち、府が差別だと考える事例を列挙する。 →同上	行政の価値観を押し付けることとなり、無形の圧力となる	かえって紛争の種類になるおそれがある	人権課題に関わらず、納得が得られにくい	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>※強いて言えば、「採用と人権」(大阪府)で就職差別事例を記載しているケースあり</li> </ul>

## ■想定されるガイドラインのパターン(つづき)

### 有識者のご意見

- 法律で差別が禁じられた中で差別の事例を示す障がい者のガイドラインと異なり、法律が存在しない中で作成する障がい者以外のガイドラインは、行政による価値観の押し付け、公権力の過度な介入とならないよう注意しなければならない。
- 条例、行政指導指針については、いずれも公権力の介入が行き過ぎるおそれがある。また、事例集(収集した事例等)についても、無形の圧力となるおそれがある。判例集であれば、公権力による介入の問題にはなりにくい。
- 判例は少ないため、判例だけでガイドラインを作るのは困難。例えば、法務省の人権侵犯事件の事例などをあわせて掲載することで補完することは考えられる。
- 様々な人権課題を扱うのであれば、判例集や事例集がなじみやすい。
- 条例を検討するにあたっては、判例やADRでの対応事案の積み上げを踏まえるべき。

## ■現時点での考え方と、今後の方向性

大阪府障がい者差別解消  
ガイドライン(仮称)(案)

有識者からのご意見

差別と思われる事例  
収集の結果

### 想定されるガイドラインの内容

■ガイドラインは、公権力の過度な介入とならないよう注意しつつ、事業者や府民の差別への関心や理解を深め、差別の未然防止を図るため、判例集と事例集(ADR対応事例等)をドッキングさせたものをベースにすることが考えられる。

■個別事案の適切な解決につなげるようガイドラインの中で、差別と思われる事案が発生してしまった場合における相談窓口や、その他の救済手段の紹介を丁寧に行うことが考えられる。

※収集した事例の扱いについては、要検討。

### 今後の方向性

○新たな救済の仕組みの構築や、条例の必要性については、大阪府における障がい者差別に関する救済の仕組みの検討の動向や、判例やADRでの対応事案の積み上げ、ガイドラインが差別の未然防止や紛争の解決にどのように機能しているか、等の状況を踏まえて検討を行う。